

議第179号

損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年11月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

滋賀県立成人病センターにおける医療事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項および滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）第12条の規定に基づき、議決を求める。

4, 000, 000円

(参 考)

平成26年8月滋賀県守山市守山五丁目4番30号滋賀県立成人病センターにおいて、県内在住の患者に対するCT検査実施時における画像診断報告書の確認不足から診断の遅れを招き、適切な治療機会を逸した医療事故により、当該患者に対し、損害を与えたことによる賠償金である。